

原議保存期間	1年（令和5年3月31日まで）
有効期間	二種（令和4年12月31日まで）

各管区警察局広域調整部長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)

警察大学校生活安全教養部長
各方面 本部長

警察庁丁保発第134号
令和3年12月24日
警察庁生活安全局保安課長

銃砲の全国一斉検査の実施について（通達）

都道府県公安委員会の許可に係る銃砲による事件・事故の防止等を図るため、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第13条の規定に基づく検査等を別添の実施要領のとおり全国一斉に実施することとしたので、各都道府県警察にあっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に特段の配意をしながら、地域の実情に即した計画を策定の上、的確に実施されたい。また、全国一斉検査の機会を活用して、許可不適格者の発見、所在不明者の発見及び許可銃砲の適正管理の指導を推進されたい。

別添

令和4年銃砲全国一斉検査実施要領

第1 実施体制、実施対象者、実施期間等

1 実施体制

欠格事由に係る慎重な判断に資するべく、十分な時間をかけた面接を行うため、相応の体制を確立するとともに、十分な期間を設定するよう特段の配慮をすること。また、必要な場合には、他部門の応援を求めるなど、組織を挙げた取組を行うこと。

なお、他部門の応援を求めた場合は当然であるが、生活安全部門のみで実施する場合であっても、検査に従事する職員に対し、所持許可を受けた銃砲（以下「許可銃砲」という。）に関する知識や検査の要領等について事前に十分な教養を行うこと。

2 実施対象者

銃砲の所持許可を受けている者（以下「所持者」という。）全員を対象に実施すること。

なお、令和4年中に猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）の許可の更新を受ける者（更新を受ける予定の者を含む。）については、検査の合理化等の観点から、当該猟銃等に係る検査の実施を要しないこととする。

ただし、この場合であっても、当該猟銃等そのものの検査以外に、更新の審査においては必ずしも十分に確認等しない事項について検査する必要がある場合は、当該検査を実施すること。

3 実施期間

令和4年4月1日（金）から5月31日（火）までの間を基本としつつ、地域の実情に応じた時期で実施すること。

なお、上記以外の期間に実施する必要がある場合は、事前に警察庁生活安全部局保安課（以下「保安課」という。）まで連絡すること。

4 実施計画の策定等

実施計画の策定等に当たっては、以下の点に留意すること。

(1) 検査の日時及び場所の指定に当たっては、所持者が受検しやすい日時等を選定すること。

(2) 所持者には、検査の趣旨、日時、場所及び検査項目等を事前に通知するほか、各種広報媒体を活用するなど周知徹底を図ること。

5 違反情報等の把握

検査を実効あるものとするため、所持者及び許可銃砲に係る銃砲刀剣類所

持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）違反に関する情報、所持者が欠格事由に該当する可能性がある旨の相談、所持者に係るトラブルに関する風評等（以下「違反情報等」という。）について、過去のものを含めて事前に地域部門等から集約するなどして、その把握に努め、検査の際に着眼点として活用すること。

なお、集約した違反情報等については、その取扱いに十分留意すること。

6 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について

一斉検査を実施するに当たっては、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況に特段配意し、例年の体制や方法にこだわることなく、その時々の実情に合わせて柔軟に対応すること。

第2 検査項目等

1 検査項目（法第10条の6 第1項、第13条）

以下の項目について検査するとともに、地域の実情に応じて、必要な検査項目を追加すること。

(1) 保管状況に関すること。

ア 自ら保管すべき義務を怠っていないか。

イ 内閣府令等で定める基準に適合する設備及び方法により保管されているか。

ウ 銃砲と実包、空包又は金属性弾丸（以下「実包等」という。）を別個に保管しているか。

エ 実包について、必要な事項を帳簿に記載し、保存しているか（猟銃の所持者のみ）。

(2) 許可用途に関すること。

猟銃等を許可の用途に供しているか。

(3) 適正所持に関すること。

ア 許可銃砲及び許可証を確実に所持しているか。

イ 提示された銃砲が許可証に記載された銃砲と一致するか。

ウ 許可証の書換え、再交付、返納等の義務を怠っていないか。

2 検査実施上の留意事項

(1) 機械的に処理することなく、所持者、許可銃砲の各々に関し、各項目を確実に検査すること。

(2) 保管状況の報告徴収に当たっては、帳簿のほか必要に応じて見取図や写真等の資料を提出させ保管状況を確実に確認し、検査時に猟銃等又は実包等の保管に関し判明しない事項が認められた場合には、その場限りで終わらせることなく、立入検査（法第10条の6 第2項）を積極的に実施するなどして、不明点の早期解明を図ること。ただし、資料の提出を求める際は、

所持者に過重な負担を強いることのないよう留意すること。また、状況に応じて、改善命令（同条第6項）を行うなどして保管管理に万全を期させるとともに、その態様によっては、保管義務違反等として検挙及び行政処分を検討すること。

また、長期出張又は長期入院が予定されている者等のうち猟銃等の保管管理上問題があると認められるものについては、盗難防止のため猟銃等保管業者に保管を委託（法第10条の8第1項）するよう指導するとともに、危害防止上の必要性が切迫していない場合であっても、必要に応じて猟銃等保管業者に保管を委託することができることを周知すること。

- (3) 使用実績の判断に当たっては、所持者の申告内容を鵜呑みにすることなく、個々の使用状況に矛盾点がないかどうかを関係資料等と照らし合わせながら慎重に検証するとともに、不審点は質問等により必ず解明した上で、許可銃砲ごとに厳正に行うこと。特に、猟銃所持者については、帳簿の内容を確認するとともに、火薬類譲受許可証に記載された数量、警察が保管している火薬類譲受許可申請書に記載された数量等を相互に照らし合わせながら詳細に事情を聴くなどして、前回の検査以後における実包の使用状況、保管状況等を的確に把握するとともに、把握した事実を記録化し、以後の執務の参考とすること。ただし、火薬類の譲受許可等の機会に既に確認している事実については、改めて確認する必要はないので、所持者に過重な負担を強いることのないよう留意すること。

なお、引き続き3年以上使用実績のない猟銃等については、所持許可の取消し（法第11条第5項）を積極的に行うこと。

- (4) 銃砲の適正所持に関して確認するに当たっては、特に以下の事項について留意すること。

ア 基準数を超えた実包を装填できるように弾倉を改造した事例があることから、弾倉容量は、所持者の申告を鵜呑みにすることなく、模擬弾等の資器材を有効に活用し、法令で定める基準が遵守されているか否か確認すること。

イ 軍用銃やそれらの改造銃が許可されている事案も散見されることから、慎重に対応し、改めて猟銃として適当であるか否かの確認を徹底すること。

ウ 許可証を作成する際に有効期間を誤って記載したことにより失効させた事例があることから、許可証に記載されている有効期間及び更新申請期間に誤りがないかどうかについても確認を徹底すること。

- (5) 検査時に所持者に対して個別に指導を行った場合には、その内容を必ず記録化するとともに、その後の措置状況についても確実に確認して徹底を

図ること。また、検査又は検査後の継続調査の結果、取消事由に該当することが明らかになった場合には、法の規定に基づき、速やかに所持許可の取消しに向けた手続を進めることはもとより、取消事由に該当することが明らかでなくとも、そのおそれがあると認められるときは、許可証の自主返納を促すなど、危険防止のために必要な措置を講ずること。

3 欠格事由該当者の発見

面接等を通じて、個々の所持者が欠格事由に該当するに至っていないかを慎重に判断すること。面接の際には、定型的な質問にとどまることなく、集約した違反情報等を活用するなどして、個々の所持者に応じて適切な質問を行うとともに、その場では不審点を解明することができなかった場合には、その場限りで終わらせることなく、継続的に調査を実施して不審点の解明に努め、その際、必要に応じ、調査を行う間における保管の規定（法第13条の3）を活用すること。

さらに、所持者が欠格事由に該当することが明らかになった場合には、当該事実を本部で一元的に管理（把握）するとともに、必要に応じて取消し前の仮領置（法第11条第7項）を行い、速やかに許可の取消しに向けた手続を進め、不適格者を確実に排除すること。

4 検査会場における事故防止

一斉検査会場における暴発事故の絶無に向けて、以下の事項を徹底し、事故防止に万全を期すこと。

- (1) 検査を実施する旨の通知に当たり、脱包の徹底について注意喚起を行うこと。
- (2) 猟銃等の取扱いは、安全装置を確実に施させた上で行わせること。
- (3) 検査場所で、所持者が銃砲を組み立てる際には、必ず、実包装填の有無を確認するよう声を掛けること。
- (4) 検査前に元折銃は銃を折らせ、自動銃は遊底を開かせて機関部を開放させるとともに、着脱弾倉がある場合にはこれを取り外させるなどの措置を履行させ、検査官たる警察職員が自らの目で薬室、弾倉ともに実包が装填されていないことを確認すること。
- (5) 検査場所には、安全装置を施すこと、実包装填の有無を確認すること、銃口を人に向けないこと、用心がねに指を入れないことなどの受検に当たっての注意事項を明瞭に掲示すること。
- (6) 空気銃については、金属性弾丸を装填しているかどうかを一見して認識することができるようセーフティフラッグの活用を積極的に推奨すること。

5 検査時における指導・啓発活動等の推進

- (1) 依然として獵銃等による事故が発生していることから、検査時において、

発射の必要がある場合以外は実包等を装填しないこと、銃を発射する前にバックストップ等周囲の安全を確認すること、獲物を確認した上で発射することなど猟銃等による事故防止について所持者一人一人に直接指導すること。また、盗難等を防止するため猟銃等の分解保管を指導する場合には、外されたボルト等の部品についても別の適切な場所に確実に施錠して保管するよう指導すること。さらに、産業用銃砲についても猟銃等と同じ許可銃砲であることを再確認させ、適切な保管管理の徹底について指導すること。

- (2) 不用実包については、一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会加盟の火薬販売店等が収集、運搬及び処分を行っているので、誤った処分をすることがないよう必要な指導を行うこと。さらに、不用実包や使用する見込みのない実包については、速やかに廃棄するよう所持者に対して促すこと。
- (3) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）における技能講習に係る特例の適用を受ける者が増加していることに加え、令和3年9月15日施行された同法の一部改正により、いわゆる特定従事者の特例期間が令和9年4月15日まで延長されることとなったことから、特例の対象者については、猟銃の操作及び射撃の技能向上並びに安全確保が図られるよう、指定射撃場における射撃の練習を励行するよう指導を徹底すること。
- (4) 検査の日から1年以内に所持許可の有効期間が満了する者に対しては、所持許可の更新時期を明示した用紙を配付して明確に注意喚起するなど、失念による所持許可の失効を防ぐための働き掛けを行うこと。

第3 検査を受けなかった者に対する措置

検査を受けなかった者に対しては、その理由を調査した上で、以下のとおり措置すること。

- 1 所持者が銃砲とともに所在不明となっている場合
前住居地、前勤務地その他の関係者等から積極的に情報の収集を行うとともに、各種手配を有効に活用して所在不明者及び所在不明銃の発見に努めること。
- 2 所持者が銃砲を置いて所在不明となっている場合
法第8条第7項又は法第11条第7項の規定を積極的に活用し、同居の親族等から仮領置を行うことにより、事故、盗難等の防止に努めること。また、所持者の所在が確認できたときは、所在不明となった理由について調査（検査）し、保管義務違反での検挙及び行政処分を積極的に行うこと。
- 3 盗難又は亡失により銃砲が所在不明となっている場合
 - (1) 銃砲の型式、特徴、銃番号、打刻位置等の必要事項を手配するとともに、

刑事部門等と連携した捜査を強化し、所在不明銃の早期発見に努めること。

- (2) 盗難又は亡失の際の状況を十分調査し、届出義務違反、保管義務違反等があるときは検挙及び行政処分を行うこと。また、盗難又は亡失の申告が猟銃等の不法譲渡等を隠蔽するための口実となっていることもあり得るので留意すること。

4 所持者の都合等により検査を実施できなかった場合

所持者の入院等により実施期間中に検査を実施できなかった者については、実施期間終了後においても継続して検査を実施して、漏れのないよう努めること。

なお、この場合には、保管状況に問題がないかを確認し、保管委託を促すなど必要な指示を行うこと。

第4 報告（略）